

平成27年度市政懇談会 開催結果概要

- 日時 平成27年6月11日(木) 午後3時～
- 会場 阿寒湖まりむ館
- 参加者 17人

※市長の公務都合により、次第を一部変更し実施

【公営企業管理者】

○水道管路の更新基本方針について

人口減少に立ち向かう社会について市長からのお話にもある項目ですが、そのなかの水道事業についてお話したいと思います。2040年には人口の6割程度が減少する推計がでているところで、釧路市のみならず全国で水道事業にも影響が出てくると言われています。

日本の水道は伝染病の媒介を防止する目的で整備が進んできたなかで、高度成長期を経て現在ではほぼ100%に達しており、蛇口をひねれば安全安心な水が飲めるという極めて優れたシステムになっています。

釧路地区では、昭和2年に鶴ヶ岱で給水を開始してから90年近くに及ぶ年月を経て、事業を拡大し阿寒、音別を含め総延長は1千kmを越える状況です。

現在の愛国浄水場は昭和34年に供用を開始し、阿寒湖畔の浄水場は昭和33年に供用を開始しております。ほぼ60年以上が経過し上水道施設の耐用年数である50年を経過しており、愛国浄水場も現在、更新事業を実施しております。阿寒湖畔浄水場も平成24年度に着工し、昨年度からは新しい浄水場からの水をお使いいただいています。

水道事業の運営は、皆さんからいただく水道料金で賄っており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題です。一方高度経済成長期に釧路地区で年間20kmから30kmのペースで集中的に整備した水道管が一斉に更新時期を迎えることとなります。

水道管の耐用年数は40年となっておりますので、次々と耐用年数を迎えることとなります。20年後には全体の6割の水道管が耐用年数を超える計算となります。

このようなことから、長期的な視野で基本的な方針を立て長期的視野にたった計画を行っていくことが重要だということで、基本方針を作ったところです。

阿寒本庁地区と阿寒湖畔地区においては、約57kmの水道管路がございいますが、地震に弱い管であった12kmのところは平成25年度までに更新済みとなったところです。

これから、市民の皆さんのご理解をいただきながら水道管を更新していかなければいけないということで、担当より水道事業の現状と水道管路更新基本方針についてお話させていただきます。

【上下水道部担当者】水道事業の現状と水道管路更新基本方針について

説明：上下水道部水道整備課担当職員

本年1月に策定いたしました、「釧路市水道管路更新基本方針」をご説明させていただきます。

まずは、釧路市水道事業の概要などにつきまして簡単にご説明いたします。釧路市水道事業は、釧路地区の浄水道事業、山花、阿寒、阿寒湖畔、音別地区の簡易水道、二俣飲料水供給事業の6つの地区、7つの浄水施設を有しており、阿寒湖畔地区につきましては、昭和33年より給水を開始しております。阿寒湖畔地区については、チップ川を水源とし阿寒湖畔浄水場にて水道水が作られ、皆さんのお宅に水道水が届けられております。

また、安全で良質な水道水を供給するため、上下水道部では、1年365日24時間体制で水道水の製造過程を監視しており、水道法で定められた水質基準51項目を自ら検査し、その結果を毎月ホームページで公表しております。更に、平成26年度からは、水質基準値より厳しい独自の水質目標値を定め、水道ビジョンで掲げたおいしい水の供給に努めております。

水道事業は市民の皆さんからいただく水道料金で運営しており、人口の減少は料金収入の減少に直結する深刻な問題となります。今後は、料金収入が大幅に減少する中で、老朽施設更新のための膨大な設備投資を行わなければならない、極めて厳しい経営環境が続きます。

次に水道管路の現状についてですが、釧路市水道事業すべての水道管路延長は約1,020km布設されており、釧路地区は920km、阿寒地区は49km、阿寒湖畔地区は8.4km、音別地区は43km布設されており、耐震化率は全体で7.1%となっております。

この部分は、釧路地区の水道管路を例に説明させていただきますが、浄水道事業の水道管路は約920km布設されており、耐震化率は7.0%でございます。その内、法定耐用年数である40年を超えている水道管路は約190kmと全体の約20%となっております。

この先、1970年代以降に整備された膨大な量の水道管路が一斉に更新時期を迎えます。水道管が老朽化、地震被害などで漏水すると、断水が発生し、市民の皆さんの生活に大きな影響を与えてしまいます。

左上の写真は配水管口径100mm、上段真ん中の写真は導水管口径800mmの漏水状況です。右上は漏水による道路の陥没であり、断水だけではなくこのような二次的な被害も発生します。下の段の写真は他の自治体での漏水状況ですが、口径600mmの漏水で建物以上に水が吹き上がっており、道路も大きな穴となり、大変危険な状況となっております。

こちらは、東日本大震災後に厚生労働省がとりまとめた市民アンケートです。自宅で最も不自由を感じたことはなんですか？との質問に対し、断水でトイレ・風呂などの生活用水の確保が困難との回答が一番多く、このアンケート結

果に表れているとおり、水道は市民生活に最も欠かせないライフラインとなっていることがわかります。

東日本大震災時には、地震などの影響で水道施設に多大な被害がでたため、広範囲にわたり大規模な断水が発生しました。この写真は、鉦路市が仙台市で被災者支援を行った時の応急給水の様子です。給水車には長蛇の列ができており、被災者の皆さんが生活に欠かすことのできない水の確保に大変苦労されている様子が伝わってきます。

次に、水道管路更新事業についてです。鉦路市では、平成8年度から国庫補助制度を活用し、老朽管の更新を行っておりますが年間3km程度の更新にとどまっています。しかし、従来の更新ペースでは、全ての管路更新に非常に長い期間を要します。このため、老朽管路の割合が増加し、漏水や、赤水、濁水の発生、残留塩素の低下、地震での被害等事故など、安定的な給水が困難となる恐れがあります。そのような事態を回避するために長期的な視野に立った更新事業の実施が必要です。

現時点で100年先を見通した試算によれば、浄水道、簡易水道を合わせて1,500億円を超える膨大な更新費用が必要となります。このことから長期的な水道管路更新のための基本方針を定めたところです。「鉦路市水道管路更新基本方針」は、人口減少などによる水使用の実態を見極め、口径、延長を縮小するなど、ダウンサイジングを行うことや、現在、100年たっても腐食しない、長寿命の水道管も開発されており、より寿命の長い水道管を採用することで、次世代の更新を遅らせることになり、事業費の抑制化、平準化を図っていきます。

以上の10項目に基づき水道管路の更新を進めてまいります。

最後になりますが、鉦路市の水道事業は人口の減少や、節水型社会の進展などにより、水需要が減少傾向で推移し、それに伴い、水道事業を営む上で必要となる収益も減少傾向にあります。一方、老朽化した施設が一斉に増加し、浄水場施設などの大規模更新、長寿命化、耐震化など、災害に強いインフラ造りが強く求められております。

このことから、鉦路地区、阿寒地区、音別地区、全ての水道事業において計画的な更新が不可欠となっております。本基本方針は、生活に欠かすことのできない水道サービスの安定的な供給を継続し、次世代へ健全な資産を継承するために重要なものになります。

この「基本方針」を土台に、「基本計画」、「実施計画」を策定し、長期的な水道管路更新事業を計画的に実施することで、鉦路市の水道事業を維持してまいりますと考えております。

【市長挨拶】

〇はじめに

ロシア200海里内のサケマス流し網漁禁止がロシア下院で可決された

ことを受け、流し網漁継続に向けて緊急要望のため上京していたことから到着が遅れましたことをお詫びします。水揚げのみならず関連産業への影響もある重要な問題で、ロシア側の考えもあり難しい問題ではありますが、緊急要望を行ってきたところです。

さて、阿寒湖畔地域では6月4日の早朝に震度5弱の地震が発生しましたが、負傷者がなかったことは幸いでした。額縁とスピーカーが壊れたとのことでしたが、75km離れた釧路では震度1でした。朝早く対応にあたっていただきありがとうございました。

災害関係の話題で、もう1点、阿寒湖畔地域では、昨年12月から本年3月までに3回の大雪が降り、地域の皆さんも大変な思いをされたと思います。この大雪により、国道240号は通行止めとなり、市民生活への大きな影響も懸念されたため、警察、消防との情報共有やホテル、コンビニ配送にかかる情報を確認し、地域内の路線確保のため早朝からの作業にあたりました。

また、平成26年度は例年以上に雪が降った年で、特に阿寒湖畔地域においては、568cmの降雪量と、ここ数年の平均値418cmの約1.4倍となったものです。阿寒湖畔地域の中心街は、幅員の関係や、堆雪スペースも少ないことから、他地域の除雪方法と違い、運搬排雪作業が中心となっています。

平成26年度の除雪回数は9回、ここ数年の平均8回と比べても大きな差はないのですが、1回に降る雪の量が大変多かったことから、除雪機械の作業時間は平成25年度の約3倍近くも要してしまったものです。

市道の除雪は、市民生活にとって大変重要であることから、降雪量が多かったことにより、平成26年度の除雪費は過去最大となったもので、特に阿寒湖畔地区においては9,500万円と、ここ数年の平均約3,400万円の2.8倍となり、3回の補正予算を組み、最優先に対応してきたところです。

気象予測は難しいところもありますが、今後とも住民のみなさんへの迅速な情報提供と対応に努めてまいりたいと思いますので、ご理解・ご協力を重ねてお願い申し上げます。

○道東自動車道阿寒インターチェンジの開通について

地域の明るい話題はと言えば、高速道路の開通だと思います。

ゴールデンウィークの時は一日6,600台が通ったことと、MOOの利用者数が5割アップしたと報道されていました。

北海道の全体の観光客の8割が道内の観光客と言う統計があるなかで、釧路根室地区においては6割が道外となっており、道内の割合が低い地域となっています。これは、交通の便が悪いということなので、高速道路が開通することにより間違いなく道内の観光が活発化されることにつながると考えます。併せて外国からのお客様もしっかり対応していくことが大切です。

平成27年度は、阿寒インターチェンジの開通が予定されており、開通後

は、道央圏を中心に道内各地から多くの観光客の方の来釧が見込まれているところ です。

市では、阿寒インターチェンジの開通に向けて、阿寒地区の商工業者や農業関係者、市民団体が構成された「阿寒丹頂の里プロジェクト委員会」と連携し、道内外観光客の誘致活動や、観光客受入のための魅力づくり活動、地域・経済活性化を目標に、「阿寒丹頂の里エリア」における既存施設の再編や有効活用を主眼に、官民協働で取り組んでいます。

また、新たな魅力の創出として、サークルハウス赤いベレー敷地内に、夏場における賑わい広場や、冬の集客を図る冬遊び体験コーナーの設置、地元産品を販売する地元特産品販売所の設置などの取り組みを進めてまいります。

さらに、赤いベレーの温泉水を材料とした石鹸や、地域野菜を使ったドレッシングの商品化を目指すなど、特産品開発を担う人材育成に取り組んでいます。

高速道路の開通を契機に、交流人口がますます拡大するように、管内自治体としっかりと連携し、当地への観光誘客につながるよう、事業を進めてまいります。

○入湯税（観光振興臨時基金）を活用した新たな観光振興について

次に、地域における新たな観光振興策として、阿寒湖温泉地域からの要望を受け、平成27年4月より、一定の条件にあたる鉱泉浴場の入湯税を150円から250円に条例改正しました。

増額した100円分を財源とした「観光振興臨時基金」を創設し、新しい税率が適用される宿泊施設がある地域の、観光振興事業に活用していくこととしており、現状で該当するのは、阿寒湖温泉地域のみとなっています。

平成27年度は、「街なか無料循環バス」を運行し、お客様が納税を実感できる「おもてなし事業」を開始しております。

さらに、阿寒湖温泉を訪れる観光客の皆さんへ、地域挙げての独自のおもてなしを実施するための「まりも家族コイン」、街なかサイン類の整備や、特に海外からのお客様が重要とする無料WIFIの整備などの財源にも活用しています。

これらの事業は、基金を財源とした、NPO阿寒観光協会まちづくり推進機構への補助金という形ではありますが、連携しながら進めていきたいと思っています。今後においても、増額した入湯税を財源とした、新たな阿寒湖温泉地域の観光振興を図ってまいります。

○まちづくり基本条例について

「まちづくり基本条例」は、市民と行政が協力しながら、まちづくりを進めていくために必要となる、例えば「分かりやすい情報発信」、「まちづくり

への市民参加」等、基本的な考え方やルールを定める条例でありまして、「情報共有」、「市民参加」、「市民、議会、市長・職員の役割分担」の3点がポイントでございます。

また、ポイントその2の「市民参加」のところで、町内会活動にふれておりますように、市では、町内会に代表されるコミュニティがまちづくりにおいて果たす役割を重視しておりまして、コミュニティに関する条項を設けて、「市民と市はコミュニティを守り、育てるように努める」ことを明記しております。

これにより、「まちづくり」を市民の皆さんにとって、今まで以上に身近なもの、参加しやすいものとし、町内会等、地域の皆さんによる活動に代表される「市民の力」をまちづくりに生かしてまいりたいと考えています。町内会の加入率は昭和60年で約70%でしたが、現在は町内会の参加が極めて少ない状況です。町内会はコミュニティです。地域共同体として市民がコミュニティに参加していくことが大切です。

今後は、10月の施行に向けて、条例をご紹介し、今後のまちづくりを考えるシンポジウム（8月2日予定）や意見交換会を開催するなど、市民の皆さんに広く条例を知っていただき、内容を理解していただくための取り組みを進めてまいります。

また、出前講座もご用意しておりますので、ご関心をお持ちいただけましたら、是非お気軽に市役所までお申し込みください。

○地方創生（地方版総合戦略）について

次に、地方創生関係について、お話をさせていただきます。

「日本の人口推移と将来推計グラフ」の資料をご覧ください。我が国は、昭和40年代の第二次ベビーブーム以降、出生率は低下し、2008年をピークとして人口減少の局面に入っており、今後、2060年には8,700万人程度まで減少すると推計されています。加えて、若い世代が、過密で出生率の低い首都圏、大都市部に流出することにより、日本全体の少子化、人口減少につながっております。

釧路市においても少子化、高齢化は変わらず、2010年（平成22年度）の国勢調査で181,169人である人口が、30年後には約10万6千人となり、7万5千人程度減少するとの推計が出されております。

国は、こうした急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中の是正などにより、地域の住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。この法律の中で、国や地方公共団体において、人口の将来展望、今後5年間の目標や、具体的な施策をまとめた「人口ビジョン」や総合戦略を策定することとされております。

釧路市では、これまで人口減少を見据え、持続可能なまちづくりが重要で

あるとの認識から、「都市経営」の視点を持ち、地域の限られた資源を経済社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資し、市民の皆さんが豊かさを感じることができる成長戦略を構築する基盤づくりとして、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」からなる「都市経営戦略プラン」を策定し、取り組みを進めてきたところであります。

また、本年2月には、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくり、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

こうしたプランのもと、平成27年度予算では、人口減少を、少子化対策や雇用の創出等により「食い止め」、交流人口の拡大等により「補完し」、コンパクトなまちづくり等により「対応していく」という三本の矢で、人口減少社会に果敢に立ち向かうという決意のもと、新年度の予算編成に臨んだところであります。

こうした考え方を基本に、今後、釧路市版の総合戦略等の策定を進めてまいりたいと考えております。

策定にあたっては、庁内体制を整備したほか、総合戦略案について様々な分野の代表の皆さんにご審議いただく組織を、設置することとしており、市民の皆さんからのご意見もいただき、年内を目途に総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

市民の皆さんへは、広報紙や市のホームページなど様々な機会を通じまして、この地方創生、総合戦略の策定について情報を発信してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

網走市長、帯広市長と3人で話をした中で、釧路空港、帯広空港、女満別空港の連携が重要である話をしました。その真ん中が阿寒湖畔地区です。観光地として阿寒湖畔は豊かな自然を守り情報を発信していただいていることで東北道の観光があるわけです。

今後、3空港による連携を進めていきたいと思っております。

【事前調査でいただいたご意見への回答】

○阿寒湖畔3公営住宅の事故防止対策について（都市整備部長）

市営住宅の玄関部分につきましては、高齢世帯の増加や日ごろの安全面の上からも、段差の解消とともに手摺の設置などを進めています。

手摺りの設置については、一つの目安ですが、特に20cm以上の段差のある玄関について優先的に実施し、また、個々の事情を勘案して計画的に設置を行っていきたいと考えています。

●質疑応答

【参加者A】

市営住宅の玄関の手摺りは、20cm以上の段差がある場合に設置すると

のことですが、地盤が沈下しており、現在25cmくらいあります。工事の開始はいつくらいになりますか。

【都市整備部長】

現地確認が必要ですが、当初は段差がなかった箇所も、現在は段差がある場合もありますので、ひどい箇所から計画的に行っていきたいと考えています。

【参加者B】

中央通のインターロッキングブロックがガタガタでひどい状況です。多くの観光客が通る場所であり、観光地として致命的です。何とかならないものでしょうか。

【都市整備部長】

阿寒湖畔のメインストリートのインターロッキングブロックを使った道路は、施工の時期が様々ですが、寒冷地であるため傷みやすいです。国の補助が入っているかどうか等も影響するため、すぐに直せるかどうか、今すぐこの場で判断するのは難しい状況ですので、どのような対応が可能か検討させていただきたいと思います。

【参加者C】

先日(平成27年6月4日)、阿寒湖畔で震度5弱の地震がありましたが、ホテルのエレベーターが全てストップしてしまいました。このような地震等の災害があり避難が必要な場合、情報発信はどこで行うのでしょうか。情報がほしい場合は、どこに連絡をすればよいのでしょうか。

【阿寒町行政センター長】

災害の発生に伴い一定の基準のもと、釧路市災害対策本部が設置されます。阿寒地区については、インフラ等の被害の確認などは阿寒町行政センター建設課を中心に行い、阿寒町行政センターで情報の集約を行います。それを本部へ報告することになります。問い合わせ等については、阿寒町行政センターにお願いします。